

北上市公契約規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北上市公契約条例（平成30年北上市条例第29号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告を求める公契約)

第2条 条例第11条第1項の規定による労働環境の確認を行うため、必要な報告（以下「労働環境の報告」という。）を求める公契約（以下「対象公契約」という。）は、次の各号に掲げる契約とする。

- (1) 予定価格が1億5千万円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 低入札価格調査対象工事で調査基準価格を下回る額で契約した工事の請負契約
- (3) 予定価格が1千万円以上で次に掲げる業務の委託契約
 - ア 施設の清掃に関する業務
 - イ 警備（機械警備を除く。）に関する業務
 - ウ 施設等の管理又は運営に関する業務
 - エ 学校給食の調理又は運搬に関する業務
 - オ 設備又は機器等の運転、管理又は保守に関する業務
 - カ 一般廃棄物等の収集運搬に関する業務
 - キ その他市長が労働環境の報告を求める必要があると認める業務
- (4) 指定管理料が1千万円以上で別表に掲げる施設の指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定

(報告の基準)

第3条 労働環境の報告は、労働基準法その他関係法令の規定を基準とする。

(報告の方法)

第4条 労働環境の報告の方法は、受注者等が労働環境報告書（別記様式。以下「報告書」という。）を提出することにより行うものとする。

- 2 報告書の提出は、契約締結後速やかに行うものとし、報告内容に変更が生じた場合は、内容を変更した報告書を提出するものとする。

(周知)

第5条 受注者は、下請等契約を締結したときは、当該下請等契約に基づき従事する業務が公契約に係るものであることを記載した文書を当該下請負者等に交付しなければならない。

- 2 対象公契約を締結した者（以下「対象受注者」という。）が下請等契約を締結するときは、当該下請等契約に基づき従事する業務が対象公契約に係るものであることを記載した文書を当該下請負者等（以下「対象下請負者等」という。）に交付しなければならない。

3 受注者等は、労働者等に対し、当該業務が公契約に係るものであること及び第7条の規定による申出をする場合の連絡先を労働者等の見やすい場所に掲示し、又はその旨記載した文書を交付しなければならない。

(説明等の要求)

第6条 市長は、第4条第1項に規定する報告書の内容を確認するため必要があると認めるときは、報告書を提出した対象受注者及び対象下請負者等（以下「対象受注者等」という。）に対し説明又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により報告書の内容を確認した結果、労働環境の改善が必要と判断したときは、当該対象受注者等に対し、改善を求めるものとする。

3 対象受注者等は、前項の規定による改善を求められたときは速やかに労働環境を改善し、その改善内容について、市長へ報告しなければならない。

4 市長は、前項の改善内容を確認するため必要があると認めるときは、報告を行った対象受注者等に対し説明等を求めることができる。

(労働者等の申出)

第7条 労働者等は、受注者等が労働基準法その他関係法令又は条例若しくはこの規則を遵守していない疑いがあるときは、市長にその旨を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による労働者等の申出があったときは、受注者等に対し申出の内容について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告内容を確認するため必要があると認めるときは、報告を行った受注者等に対し説明等を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による説明等の内容を確認した結果、労働環境の改善が必要と判断したときは、当該受注者等に対し、改善を求めるものとする。

5 受注者等は、前項の規定による改善を求められたときは速やかに労働環境を改善し、その改善内容について、市長へ報告しなければならない。

6 市長は、前項の改善内容を確認するため必要があると認めるときは、報告を行った受注者等に対し説明等を求めることができる。

(不適切な労働環境等に対する措置)

第8条 市長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指名の停止その他必要な措置を行うことができる。

(1) 報告書の提出が無いとき、又は報告書に虚偽の記載があったとき。

(2) 第6条第3項又は前条第2項若しくは第5項の報告が無いとき、又は虚偽の報告があったとき。

(3) 第6条第1項若しくは第4項又は前条第3項若しくは第6項の説明等の求めに応じないとき、又は説明等に虚偽があったとき。

(4) 第6条第3項又は前条第5項の規定による報告内容では改善が図られないと認

めるとき。

- 2 前項の規定による指名の停止に関する取扱いは、北上市営建設工事等に係る指名停止措置基準によるものとする。
- 3 市長は、労働基準法その他関係法令を遵守していないことを確認した場合において、必要があると認めるときは、関係機関に通報するものとする。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

北上市文化交流センターさくらホール
北上総合運動公園体育施設条例（平成25年北上市条例第37号）第2条に規定する施設
日本現代詩歌文学館
ふるさと体験館「北上」
北上市みちのく民俗村
北上市営住宅条例（平成9年北上市条例第22号）第3条に規定する施設
北上市産業支援センター
北上市市民交流プラザ

北上市長 様

受注者 所在地
 商号又は名称
 代表者の氏名

㊟

労働環境報告書

契約名 _____

区 分	項 目	回 答
労働条件	(1) 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面等で明示していますか。	
	(2) 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、労働者に書面の交付等により周知されていますか。（常時10人以上の労働者を使用する使用者に限る。）	
	(3) 時間外及び休日労働に関する労使協定を労働基準監督署に届け出ていますか。	
	(4) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を整備していますか。	
労働時間	(5) 労働時間を適正に把握し、記録していますか。	
	(6) 休日及び年次有給休暇を適切に付与していますか。	
賃 金	(7) 時間外、休日等の割増賃金を適正に支払っていますか。	
	(8) 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っていますか。	
	(9) 当該契約に係る業務に従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらですか。	
	(10) 賃金台帳に、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他事項を賃金支払の都度、記入していますか。	

安全衛生	(11) 安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	
	(12) 労働者に対し、1年に1回、医師による健康診断を行っていますか。	
各種保険	(13) 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険への加入等の手続を適正に行っていますか。	

備考 最も低い労働賃金単価は、次の各号の算出方法により算出した1時間当たりの額を記入すること。

- (1) 時間給 時間給の額
- (2) 日給 日給を1日の所定労働時間で除した額
- (3) 月給 月給を1月の所定労働時間で除した額。ただし、労働賃金単価には、次に掲げるものは含まないものとする。
 - ア 臨時に支給する賃金（結婚手当等）
 - イ 1月を超える期間ごとに支給する手当（賞与等）
 - ウ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支給する賃金
 - エ 最低賃金に算入されない賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当等）